

京 都 大 学 立 看 板 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 立看板の取扱いは、京都大学（以下「本学」という。）又は部局が設置するもの（第12条に規定するものを除く。）を除き、この規程による。</p> <p>第2条 立看板の設置は、京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）により総長が承認した団体が行うものに限る。</p> <p>第3条 立看板は、本学が別に指定する場所以外に設置してはならない。</p> <p>第4条 立看板は、縦200センチメートル、横200センチメートル以内のものとする。</p> <p>第5条 立看板を設置する団体は、当該立看板の前面に、設置する団体名、設置に係る責任者（以下「設置責任者」という。）の氏名、連絡先及び設置期間を明記しなければならない。</p> <p>第6条 立看板の設置期間は、当該立看板を設置した日から30日以内とする。</p> <p>第7条 第2条及び前条の規定にかかわらず、2月20日から4月20日までの間は<u>新入生の勧誘を目的とする立看板を、10月15日から当該年度の11月祭終了日までの間は11月祭に係る立看板を、本学の学生団体が設置することができる。</u></p> <p>第8条 第3条で指定する場所に、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は、<u>1枚</u>とする。</p> <p>第9条 立看板は、破損、落下、倒壊等による通行への妨げ及び人身への危険がないよう、安全に配慮して設置しなければならない。</p> <p>2 立看板の設置責任者は、設置期間を経過したときは、直ちに当該立看板を撤去しなければならない。</p> <p>3 台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊</p>	<p>第1条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 <u>立看板の設置期間は、当該立看板を設置した日から60日以内とする。</u></p> <p>第3条 <u>前条の規定にかかわらず、本学の学生団体は、新入生の勧誘を目的とする立看板を2月20日から4月20日までの間、11月祭に係る立看板を10月15日から当該年度の11月祭終了日までの間、設置することができる。</u></p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 立看板を設置する団体は、当該立看板の前面に、設置する団体名、設置に係る責任者（以下「設置責任者」という。）の氏名及び連絡先並びに設置期間を明記しなければならない。<u>ただし、第3条に定める期間以外の期間にあっては、明記すべき事項が目視により容易に確認できる場合に限り、明記する面を側面とすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項で明記する設置責任者の氏名及び連絡先は、当該設置責任者の学生番号をもって代えることができる。</u></p> <p>第7条 第4条で指定する場所に、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は、<u>2枚までとする。ただし、第3条に定める期間にあっては、1枚とする。</u></p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>等のおそれがある場合、立看板の設置責任者は、あらかじめ当該立看板を撤去しなければならない。</p> <p>第10条 本学は、本規程に違反する立看板について、当該立看板の設置責任者に撤去を求めることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学は、台風、強風等により立看板の破損、落下、倒壊等のおそれがある場合及び長期休業期間に入る前に、立看板の設置責任者に当該立看板の撤去を求めることができる。</p> <p>3 前2項の規定により撤去を求めたにもかかわらず、立看板が撤去されない場合、本学は、当該立看板を撤去することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、緊急やむを得ず撤去する必要がある場合、本学は、立看板の設置責任者に撤去を求めることなく、当該立看板を撤去することができる。</p> <p>5 前2項の規定により立看板を撤去した場合、本学は、当該立看板の設置責任者に対して当該撤去に要した費用の償還を求めることができる。</p> <p>6 第3項又は第4項の規定により本学が立看板を撤去した後30日以内に、当該立看板の設置責任者から返還の求めがない場合、本学は、当該立看板を廃棄することができる。</p>	<p>第9条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>(同 左)</p>
<p>第11条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、本学が別に指定する場所以外に立看板を設置しようとする者は、設置しようとする敷地を管理する部局の長が特に必要と認めた場合、当該敷地に立看板を設置することができる。</p> <p>2 第4条から第6条まで、第9条及び第10条の規定は、前項の立看板に準用する。この場合において、「本学」とあるのは「敷地を管理する部局の長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第10条 第2条第2項及び第3条から第7条までの規定にかかわらず、第2条第1項に定める団体は、西部構内の本学が指定する場所に、当該団体が自ら主体的に関与する公演、競技会その他の行事の開催を学外に向けて告知する立看板を設置することができる。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の立看板に準用する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の立看板に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第11条 第2条第1項、第3条、第4条及び前条の規定にかかわらず、本学が指定する場所以外に立看板を設置しようとする者は、設置しようとする敷地を管理する部局の長が特に必要と認めた場合、当該敷地に立看板を設置することができる。</p> <p>2 第2条第2項、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は、前項の立看板に準用する。この場合において、第6条第1項中「ただし、第3条に定める期間以外の期間にあっては、」とあるのは「ただし、」と、第9条中「本学」とあるのは「敷地を管理する部局の長」と読み替えるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第12条 本学又は部局が主催若しくは共催し、又は幹事等となりその開催に関与する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事を案内する立看板の取扱いは、施設担当の理事が別に定める。</p>	<p>第12条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年7月24日から施行する。ただし、改正後の第10条の規定は、平成30年10月1日から施行する。</p>